

第二十三号議案

江戸川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（平成二十年二月江戸川区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「区」を「江戸川区（以下「区」という。）」に改める。

第三条中「の各号」を削り、同条第二号中「第五十五条第一項」の下に「（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項」を「病院等（法第五十五条第一項」に改め、同条第三号中「第五十五条第二項第一号」の下に「（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第五十五条第二項第二号」の下に「（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「行つた同号」を「行つた法第五十五条第二項第二号」に改め、同条に次の一号を加える。

五 法第五十五条の二第一項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第百十六条の二第一項及び第二項の規定の適用を受け、これらの規定により区に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

第四条第三項中「区長が」を「江戸川区長（以下「区長」という。）が」に改める。

付則第三条を削り、付則第四条を付則第三条とする。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(説 明)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の改正に伴い、後期高齢者医療制度において保険料を徴収すべき被保険者に、新たに住所地特例の対象となる者を追加する必要があるので、本案を提出いたします。